

令和2年度経営評価及び役員業績評価の運用について

1. 制度概要

○ 経営評価について

「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」に基づき、年度当初に設定した経営目標の達成状況等を踏まえ、法人自らが経営全体を分析し、その結果に関し総合的に評価を行うとともに、所管部局が法人の評価に対する審査、知事等が法人に対して評価及び助言等を実施。

○ 役員業績評価について

経営評価結果に基づいた経営責任の明確化などを目的に、府が、法人の経営目標の達成状況や評価の結果から役員の業績評価を行い、その結果を報酬へ反映する仕組み。
(業績評価に応じて基準額±5%)

目標達成状況評価結果	役員業績評価	報酬反映
100～90	A	5%加算
89～60	B	基準額どおり
59以下	C	5%削減

※ 評価がAの役員の報酬年額は5%加算。評価がCの役員の報酬年額は5%を減額。

2. 新型コロナウイルス感染症の社会経済活動への影響

- R2年4月に1回目の緊急事態宣言(4月7日～5月21日)が発令、府は、生活の維持以外の外出自粛や、イベントの開催自粛、集客施設への休業要請あるいは営業時間短縮等の、強い行動制限を要請した
- 5月下旬の緊急事態宣言解除に伴い、経済活動再開に向けて段階的に休業要請を解除したものの、6月以降再び感染者が増え始めたことから、大阪市内中心部の飲食店への時短営業や感染防止宣言ステッカーの導入など、感染対策と経済活動の維持の両方を意識した要請が続けられた
- しかしながら、R3年1月に入り、感染者数が急増し、2回目の緊急事態宣言が発令(1月14日～2月28日)、全面的な休業要請やイベントの開催自粛は伴わないものの、外出自粛やイベントの収容率・人数制限などの行動制限を府民に要請することとなった

3. R2年度 経営評価への記載について

課題

R2年度の経営目標については、1回目の緊急事態宣言や、6月以降の感染対策のための事業活動の制限など、新型コロナウイルスの影響を見込んで法人と府が協議の上、設定し、R2年7月～8月に当審議会において、審議を行った。しかしながら、R3年1月14日～2月28日の再度の緊急事態宣言については、目標設定時には想定が困難であり、それによる事業活動への制限から、一部の目標が未達成となった可能性がある。

審議の進め方（案）

- ① 経営目標が未達成の項目について、2回目の緊急事態宣言（1月14日～2月28日）に伴う、外出自粛やイベントの収容率・人数制限など、事業活動に大きな影響を与え、それが未達成の主な要因であると考えられる場合、その根拠資料を法人より提出（別紙1）
- ② 実績値の下に、推計値を二段書きで記載
 - ・「6. R2年度 経営目標の達成状況」の、R2実績欄、得点欄、小計欄（別紙2）
 - ・「7. 法人による評価結果」の、点数（合計）欄、役員業績評価欄（別紙3）
- ③ 上記、法人からの提出資料をもとに、「8. 府の審査・評価の結果」を記載（別紙4）
 - ・達成とみなした項目については、緊急事態宣言の影響を踏まえた評価結果及び指導助言を記載
- ④ ご審議いただくにあたって確認いただきたい点
 - ・①、②の各記載について、客観的に妥当性があるかの確認
 - ・それを踏まえた③に記載の、評価結果及び指導・助言の確認

4. 役員業績評価の役員報酬への反映について

課題

R1年度と同様に、R2年度についても、法人の経営目標達成状況評価が、新型コロナウイルス（2回目の緊急事態宣言に伴う措置）の影響を受けているため、役員報酬への反映をどのように取り扱うか検討の必要がある

【案】

R1年度と同様に、法人の経営目標達成状況評価の実績値による役員業績評価と推計値による役員業績評価が異なる法人については、その業績評価の如何に関わらず、報酬への反映は行わないこととする。

例1. 実績値が59以下、推計値が60以上の時

実績値による 役員業績評価	推計値による 役員業績評価
C	B

例2. 実績値が89～60、推計値が90以上の時

実績値による 役員業績評価	推計値による 役員業績評価
B	A

法人の目標達成状況評価の
実績値と推計値で評価が異なる



役員業績評価に基づく報酬への
反映は行わない

◎ポイント

- ・役員報酬への反映は、原則、経営目標達成状況評価の実績値を基とした役員業績評価を反映
- ・一方、想定が困難であった、2回目の緊急事態宣言の影響を受けているものまで、一律に報酬を反映させることは不適當